



## 2 調査基準価格について

調査基準価格は、契約の内容に適合した履行がされない恐れがあるかどうかについて、又は契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であるかどうかについて調査を行う必要を認める基準となる価格として定めるものです。

### <調査基準価格>

(設定基準)		
直接工事費	×	97%
共通仮設費	×	90%
現場管理費	×	90%
一般管理費等	×	68%
(設定範囲)		
予定価格のおおむね 85~92%		

令和4年4月1日より、調査基準価格の一般管理費等の算入率を「55%」から「68%」に変更します

## 3 失格基準について

失格基準は、当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると判断する基準となる価格です。

総合評価で評価値の最も高い者の入札金額が調査基準価格を下回っている場合、入札書と共に提出した工事費内訳明細書における工事費構成費目が各工事費構成費目に応じた失格基準を下回る場合は「失格」とします。

### <失格基準>

(設定基準)		
直接工事費	×	92%
共通仮設費	×	85%
現場管理費	×	85%
一般管理費等	×	63%

令和4年4月1日より、失格基準の一般管理費等の算入率を「50%」から「63%」に変更します

## 4 低入札価格調査の方法

総合評価方式における低入札価格調査は次のとおり実施します。

- ① 工事担当課から調査対象者となったものに対して、低入札価格調査にかかる資料（以下「調査資料」という。）の提出を依頼します。
- ② 調査対象者は、ホームページから必要な様式をダウンロードし、調査資料を作成します。
- ③ 工事担当課は、提出された資料を基に調査を行います。

なお、調査に必要な場合は、ヒアリングを行うほか、追加資料の提出等を求めることがあります。

また、調査対象者がヒアリングに協力的でない場合、または調査資料及び追加資料の提出を求めた場合において、指定した日時までに提出がない場合は、調査対象者を「失格」とします。

- ④ 調査の結果を受けて開催するいわき市業者選定委員会等において審議の結果、契約の内

容に適合した履行が確保されると認められるときは、調査対象者を落札者とします。

なお、調査又は、審議の結果、契約の内容に適合した履行が確保できないと認められるときは、調査対象者を「失格」とします。

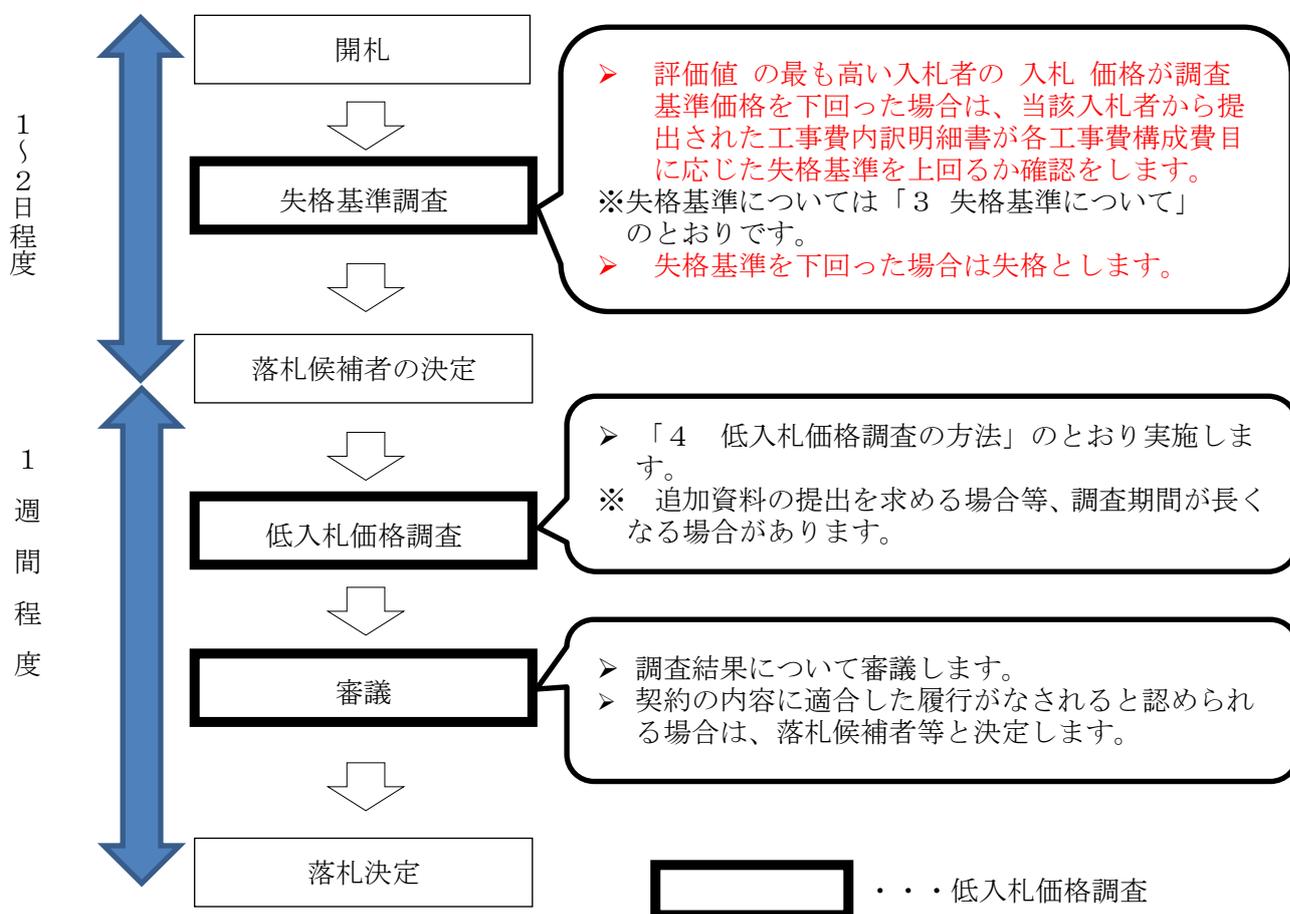
- ⑤ ③及び④において調査対象者を「失格」とした場合は、調査対象者の次に評価値が高い入札者（以下「次順位者」という。）を落札者とします。

ただし、次順位者の入札金額が調査基準価格を下回っている場合は、次順位者を調査対象者として低入札価格調査を行い、以下落札者が決定するまで同様の調査を行います。

## 6 開札後の流れ

総合評価方式における開札後の流れは次のとおりです。

なお、総合評価で最も評価値の高い入札者の入札価格が調査基準価格以上のときは、低入札価格調査は行いません。



### 【お問い合わせ先】

いわき市役所 財政部 契約課 電話 22-7419 (内線 2492~2495)